



平成23年8月17日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年7月17日から同月20日にかけて、暴風雨により高知県安芸市等に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」（早期局激）として指定し、併せて当該災害に「適用すべき措置」を指定する政令を、8月12日（金）の閣議において、以下のとおり決定しました。

### I 適用対象地域

#### （1）公共土木施設等の災害復旧事業

| 市町村 |        | 査定見込額  | 早期局激基準額      |
|-----|--------|--------|--------------|
| 高知県 | 安芸市    | 10.1億円 | 7.0億円（(ロ)×2） |
| 同県  | 幡多郡三原村 | 1.6億円  | 1.0億円（(イ)×2） |

#### （2）農地等の災害復旧事業

| 市町村  |                   | 査定見込額  | 早期局激基準額<br>(農業所得推定額×10%×2) |
|------|-------------------|--------|----------------------------|
| 三重県  | 多気郡大台町            | 1.89億円 | 0.59億円                     |
| 和歌山県 | 新宮市               | 0.40億円 | 0.23億円                     |
| 同県   | 西牟婁郡白浜町<br>(旧白浜町) | 0.36億円 | 0.24億円                     |
| 高知県  | 安芸郡北川村            | 0.96億円 | 0.41億円                     |
| 同県   | 高岡郡檮原町            | 0.60億円 | 0.26億円                     |

(参考：局地激甚災害指定基準)

○公共土木施設等

(イ)当該市町村が負担する 当該市町村の  
公共施設災害復旧事業 > 標準税収入×50%  
等の査定事業費  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村

当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の 標準税収入 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村

当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の 標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50 億円) × 60%

#### ○農地等

当該市町村内の 農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の 農業所得推定額 × 10%  
(災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満のものを除く。)

(注) いずれも、年度末に 1 年間の災害をまとめて指定するのが原則だが、査定見込額から見て上記を超えることが明らかな災害(局激指定基準の 2 倍)については災害の都度指定(早期局激)。

## II 適用すべき措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第 2 章)

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います(過去 5 ヶ年の補助率かさ上げ実績 公共土木施設 69%→82%)。

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第 5 条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います(過去 5 ヶ年間の補助率かさ上げ実績 農地 83%→92%)。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第 24 条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

## III 日程

- ・ 8 月 12 日(金) 閣議決定
- ・ 8 月 17 日(水) 公布

政令第二百六十二号

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激 甚 災 害                                      | 適 用 す べ き 措 置 |
|--|---------------|
| 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域 |               |

に係るもの

イ 高知県安芸市及び幡多郡三原村

ロ 三重県多気郡大台町、和歌山県新宮市及び西

牟婁郡白浜町並びに高知県安芸郡北川村及び高

岡郡檮原町

法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三

項及び第四項に規定する措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第  
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、  
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。